

湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン
整備・管理運営事業

特定公園施設等譲渡契約書（案）

特定公園施設等譲渡契約書（案）

平塚市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは次の条項により特定公園施設等譲渡契約を締結する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、令和●●年●●月●●日に締結した湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業 実施協定（以下「実施協定」という。）を遵守するものとする。
- 2 乙は、令和●●年●●月●●日までに別紙 整備内訳書記載の特定公園施設及び交差点改良及び公共下水道（以下、「特定公園施設等」という。）の整備を完了するものとする。
- 3 乙は、前項の特定公園施設等の整備を完了し、かつ実施協定第22条に規定する完了検査において合格した場合は、令和●●年●●月●●日までに、甲に所有権を移転し、かつ、引渡しを行うものとする。ただし、甲及び乙は、協議により引渡日を変更することができるものとする。

（譲渡の対価）

- 第2条 特定公園施設等の譲渡の対価は、特定公園施設の整備に要する費用として●●●●●円（うち消費税及び地方消費税額 金●●●●●円）、交差点改良及び公共下水道整備に要する費用として●●●●●円（うち消費税及び地方消費税額 金●●●●●円）とする。

（特定公園施設等譲渡価額の支払）

- 第3条 乙は、第1条第3項により特定公園施設等を甲に引き渡した後、特定公園施設等の譲渡の対価の支払を書面により甲に請求するものとする。
- 2 甲は、乙から適正な支払請求書を受領した日から30日以内に特定公園施設等の譲渡の対価として第2条に定める金額を乙に支払うものとする。

（遅延利息）

- 第4条 甲は、この契約に基づく金銭債務の支払を遅延した時は、その遅延した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、その支払の遅延が天災その他の不可抗力によるものと乙が認めたときは、乙は遅延利息を免除するものとする。

(協議事項等)

第5条 特定公園施設等の譲渡に関し、この契約書に定めるもののほか、平塚市契約規則(昭和39年規則第32号)その他関係法令の定めるところによるものとし、この契約書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和●●年●●月●●日

甲 神奈川県平塚市浅間町9番1号
平塚市
代表者 平塚市長 落合 克宏

乙 ●●●●●●●●●●
●●●●
代表取締役 ●●●●